

PCSA アクションレポート（法律問題研究部会）

平成 31 年 2 月版

第 185 回法律問題研究部会

開催日時 平成 31 年 2 月 23 日（土） 午後 1 時～午後 4 時

開催場所 PCSA 会議室

出席人数 部員 12 名、賛助部員 2 名、合計 14 名

出席者 <リーダー>

荒田 政雄 夢コーポレーション株式会社 監査役

<サブリーダー>

八重樫 浩輝 株式会社合田観光商事 執行役員 業務推進部 部長

<部員>

辻 良樹 株式会社ダイナムジャパンホールディングス 法務グループ グループ長

玄 昌起 株式会社ダイナム 営業推進部 業務担当

生島 靖也 株式会社ダイナム 法務リスク管理部 法務担当

武田 裕明 株式会社ニラク 法務部

住谷 一真 夢コーポレーション株式会社 運営推進部 部長

吉田 一雄 株式会社TRY & TRUST 監査

小林 浩 株式会社ヒカリシステム 第 1 営業部 ディレクター

武内 好努 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 兼 監査室 課長

小林 正俊 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 係長

志方 崇 株式会社チアエンタープライズ 専務執行役員

<賛助部員>

長嶋 敦志 グローリーナスカ株式会社 BC 部 サブマネジャー

前川 竹志 株式会社インターコスモス 取締役本部長

1) 依存問題対策プロジェクトチーム 報告

1 月 29 日 21 世紀会にて、依存啓発週間の行事としてフォーラムを開催するという事。そのフォーラムの実行委員会を設置、各団体から 1 名を出していただき構成する。各団体の事務局長レベルが参加していた。啓発週間のフォーラムは 3 部構成。1 部はアドバイザーを集めて、RSN 出向社員のパネルディスカッション形式で経験と今後の方向性を検討する。第 2 部は、民間団体への助成について。現在は、民間団体の募集や決定する仕組みがないので、全日本社会貢献団体がその仕組みを担う。第 3 部では RSN 西村先生の基調講演と関連団体のお話を伺う。このフォーラムの運営、広告宣伝について、次回 3 月 8 日に実行委員会が開催されてその中で検討していく。費用負担も各団体から人員も供出する。PCSA も出来る限り協力していきたいと考えている。また、機構による依存調査が追加されるのでその内容を周知した。機構は定款を変更、各ホールからの承諾書を取り直して調査する。その結果に罰則などは適用されない。まずは調査からと報告された。

2) パチンコホール広告宣伝法律ハンドブック等の制作について

1 月の部会において、「法律の記述が不明瞭」、「地域ごとの基準もわかりづらい」パチンコホールの広告宣伝規

制について、視認性に優れる Book と更新性に優れる Web の 2 ツールでまとめ、「不平等な営業環境の発生（営業ロス）」、「地域ごとの確認作業の発生（作業負担）」、さらには「行政処分や指導・指摘の発生（行政対応）」を解消、解決する事を目的として「パチンコホール広告宣伝法律ハンドブック等の作成」の提案がなされ承認された。その後、2 月通常理事会に上程した掲題の議案に対して「都道府県毎に異なっているルールが公になる事で生じるデメリット」などの意見等があり否認されたとの報告がなされた。発案者からは、「適正な広告宣伝は何かという議論がされておらず、このまま規制が緩くなることはあり得ない。であるのならばコントロールできるような環境に近づけていかないと徐々に苦しくなっていく事は自明。今回の否認は残念だが、目標、目的、進み方ややり方を見直して再度チャレンジしていきたい。」と述べた。

3) 平成 31 年 パチンコパチスロ業界賀詞交歓会 挨拶文

平成 31 年 1 月 29 日パチンコパチスロ業界賀詞交歓会での警察庁生活安全局保安課 山田 好孝 課長の挨拶文の内容を確認した。まず東日本大震災への復興支援活動、西日本豪雨災害での被災地支援活動、北海道胆振東部地震に伴う電力不足に対する節電要請への迅速な対応、他節電・省エネルギー対策等の社会貢献活動に積極的に取り組んでいる事へ敬意を表すると述べられた。次にパチンコ業界の健全化を阻害する要因として、依存問題を筆頭に、遊技機の不正改造事犯、商品買取事犯、違法な広告宣伝に言及、とりわけパチンコへの依存問題が国会や報道で大きく取り上げられており国民の高い関心を集めていると述べられた。その対策として業界に対して風営適正化法施行規則及び遊技機規則が施行された事、そしてギャンブル等依存症対策基本法によりパチンコ業界がギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止の配慮に努める事を述べられた。そして、認定特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク相談体制の強化、安心パチンコ・パチスロアドバイザーの配置運用、自己申告・家族申告プログラムの導入など依存対策に積極的に取り組んでいる事に心強く感じていると述べた。最後に今後もこういった活動をさらに推進すると共に、ギャンブル等依存症問題啓発週間にも趣旨に相応しい取組を実施していただきたいと締め括られた。

4) 健康増進法の一部を改正する法律の一部の既定の施工について

改正健康増進法の施行期日についての一部改正について、警察庁より通知文書が届いた。今回追加修正されたのは、2019 年 1 月 24 日に「国及び地方公共団体の責務等」の一部施行、2019 年 7 月 1 日に「学校・病院・児童福祉施設等、行政機関」の一部施行と前倒しになった 2 点。部会では、改正健康増進法のパブリックコメント、第 67 回 PCSA 公開経営勉強会 第 2 部「改正健康増進法と政省令について」の内容について情報が共有された。

5) 長野県 ライター取材等に関する事前告知自粛の再徹底について

平成 31 年 2 月に N 県遊協から出された「ライター取材等に関する事前告知自粛の再徹底について」では、言葉通り自主規制を現に遵守する事を依頼した。部会では参加者から「全国的に同様の告知が出されさらに厳しくなる」「裏をかくような広告宣伝を実施するホールへの牽制」などの意見が出た。逆に現在ライターイベントが可能な都道府県が問われたところある県名があがったが、すでに昨年 12 月には全面禁止とされていた。

6) 自粛スケジュールについて

参加者より、高知県での 5 月 1 日から 2 ヶ月間、ギャンブル等依存症問題啓発週間にあわせて愛媛県で 30 日以上の入替自粛の情報が寄せられた。他情報については、入手し次第 PCSA 事務局に収集、部員に配布する事が指示された。

7) パチンコ六法全書 無承認変更店舗への刑事手続きの流れ 三堀清弁護士

業界誌プレイグラフ連載の掲題の記事について内容を確認、解説がされた。ホールが風営法に違反すると行政処分だけでなく刑事処分を受ける事がある。無承認変更した場合の事態の推移、立入権限の行使、両罰規定に抵触するか、刑事処分と行政処分では通常刑事を優先するなど、根拠となる法律から説明がされている。部会参加者からは、罰金の対象が個人（役員）なのか法人なのかで影響が大きく異なる等の発言がされた。

8) 拡大法律問題研究部会について

拡大法律問題研究部会の候補先について、広告宣伝規制が非常に厳しく変化した富山県を訪問、地元企業にお話を伺う、又は研究部会に参加して頂く事が提案された。また、岐阜県高山市に外国人観光客が数多く訪れるパチンコホールがありそこを訪問したいという提案がされた。また、富山県のホール店舗を複数あげてストアコンパリオンの候補先として検討した。

9) 次回開催

平成 31 年 3 月 30 日（土）

午後 1 時～4 時

PCSA 会議室にて

以上